

中上級山下クラス 2020年10月28日

今日は10月29日(木)です。まもなく11月です。日曜日クラス本論編は11月8日から労働基準法開講となります。平日クラス(収録クラス)は先行して労災保険まで講義が進んでいますが、11月は発表があり合格ラインがはっきりします。大事な大事な月です。

■12月までに

山下クラスの今年の目標は「**一步先に**」です。

12月末で中上級クラスは雇用保険法まで講義が進みます。講座のカリキュラムにあわせて、勉強スケジュールを確認しましょう。もう一つ大事なこと。この時期に一般常識を並行して勉強しましょう。

カリキュラムの科目も、一般常識も勉強はズバリ「過去問」から始めましょう。

- 労働基準法⇒労働契約法、労働組合法、労働関係調整法、社労士法を平行して学習
例：労働基準法の講義と並行して、労働契約法の過去問を解く。特に、労基法の契約と就業規則と労働契約法との関連を識して問題を解いてみてください。
- 安全衛生法⇒労基、労災と並行して、労働時間の規制内容を横断する。
- 労災保険法⇒保険の通則関係、時効、不服等を社会保険科目と横断して勉強する。